

みんなでつくる 明日の函南・静岡



ひろた なおみ

静岡県議会議員

ひろた直美

本号では、函南町のみならず、近隣の課題について取り組んでいる内容を報告します。また、中央新幹線工事は発生土処理を取り上げました。今後もひろた直美の活動にご理解・ご支援をお願い申し上げます。

(仮称) 函南太陽光発電事業計画の林地開発行為の許可について 県議会での検証を求める請願書

《請願の主旨》

函南町軽井沢地区の大規模太陽光発電施設計画（以下、「当該計画」という。）に関して、静岡県が令和元年7月8日に同計画の林地開発行為を許可しています。これまで当該計画に対して地元住民、地元自治会、地元議会が様々な方法で「反対」の意思を伝えるとともに、県に対し「許可の取り消し」を求めてきました。しかし、このような地元の切実な訴えに対し、県は同許可について、森林法上の4要件（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全）に照らし「問題ない」との回答を繰り返しています。また、軽井沢地区から約4kmしか離れていない熱海市伊豆山地区では、昨年7月3日に大規模な土石流災害が発生し、盛土をはじめとする開発行為に対し慎重な検討を求める地域住民の声や盛土に対する不安の声は伊豆山地区のみならず、近隣地域でも高まっています。

当該計画を巡っては、森林法上の4要件に照らし問題ないとする県の見解に対する疑問、許可手続きに関する地元住民及び函南町との協議において県の見解と地元住民及び函南町の見解が相いれない状況であり、当該計画の林地開発行為が適切な判断と手続きのもとに許可されたのかという疑義が払拭されていないと感じています。

当該計画の事業者が環境影響評価審査会に提出した方法書の内容には、1,400件を超える意見書が提出されたことや環境影響評価審査会でも専門家から数多くの問題点を指摘されるなど、極めて不十分な計画です。その後提出された修正版の方法書でも知事や住民の意見の多くを無視した内容でした。

このような不誠実な事業者から提出された林地開発許可の申請書には、実質的な河川協議がされていないこと、活断層の存在や現況河川の形状を無視するなど現況調査に不備があるなど、不正確な申請書に基づく審査が行われた可能性も否めません。

つきましては、県議会の開かれた場で当該計画における林地開発許可の判断および手続きに対し、検証を行い、様々な疑問を公の場で明らかにしていただきたいと切に願います。次第です。

①令和4年6月21日に、議会に請願書が提出され受理した
ので、産業委員会で審議しました。

Q 請願のなかで、許可の内容について、地元は、函南町の河川協議は完了していないと主張している。森林法の4要件に照らして、問題ないとして許可をしているが、地域の住

民からは、不安の声が寄せられている。県は地元の主張をどう受け止め、今までのような努力をしてきたのか、県の認識を伺う。

A 森林法の林地開発許可について、森林法第10条の2第2項において、「都道府県知事は、林地開発許可申請4項目（災害の恐れ、水害の恐れ、水の確保、環境への影響）に該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」とされている。

森林を開発することで、森林の機能が低下し、土砂の流出やリスクが生じる。このため、低下する機能を代替するため、土砂災害の防止では、切土・盛土の安全性の確保、土砂の流出を防ぐ施設の設置など、こうした森林の機能を代替する防災施設等が講じられることで、森林の現に有している4つの公益的機能を確保できると判断した。

ただし、森林審査会答申の付帯意見、函南町長の意見や函南町民等から「住民への説明が不十分」など多くの意見が出ていることから、これらに配慮して許可条件を付して、許可をすることとした。

そうした中で、河川協議がされていないという件については、河川の協議には町と県の管理河川の協議が必要であり、町管理河川については、事業者が、河川管理者に放流先等について打ち合わせを行った記録を県が確認した結果、また、町長の意見書には、事業者は河川管理者の同意を得ていない等の意見は付されていないことから、許可にあたっては、町から「土地利用事前協議については不同意」との報告を受け、その詳細を町に聞き取った結果、「函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱の基準は満たしている」との回答があった。

これらのことから、町の管理河川の協議は整ったと判断した。一方で、県の管理河川については、調査が十分ではなかった。事業者からは、集水区域の取り方に間違いがあったとの連絡があったことから、申請書の誤り、町、県管理河川の確認を含めて誤りがあればその理由、安全性について、報告するよう指導している。現在回答内容について調査検証中である。事業者には、申請書の修正を完了し、審査基準に適合しているか確認がとれるまで、着手しないよう指導している。

申請内容に誤りがあったことは、事業者は認めており、是正する意向も示している。悪質性があるわけではないので、申請内容を修正させることで、対応を考えている。許可の取り消しは考えていない。

②本請願書が本会議で採択。会派ふじのくに県民クラブで現地視察と意見交換を実施。
この課題認識を会派内で共有するために、請願者の協力の元、現地視察と意見交換を実施しました。

当日は、活断層の理解を深めるために、丹那断層公園で、活断層の特徴を理解し、事業計画地の規模を認識するために、丹那盆地から事業計画地を望み、田代崩落現場と断層、軽井沢調整池計画地、調整池から赤沢川へ放流するための水路計画地、丹那沢へ放流する調整池計画地を現地視察しました。



後日、会派自民党改革会議も現地視察と函南町役場にて意見交換をしていることから、お互いの問題を精査し、産業委員会で、検証するように取り組んで参ります。

熱海土石流災害

昨年7月3日に発災したこの災害で、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

①現地視察

発災直後に被災地を視察しました。その時は、通行止めにより、迂回路にて源頭部の状況を拝見しました。今では監視システムが導入されていますが、当時は、職員による監視体制で危機管理を実施していました。

その後は、現場の負担を考え、現地視察は控えさせていただいていました。

県でやるべきことを考え、「土採取等規制条例」が現場に即した内容になるように公布まで取り組んでまいりました。また、体制作りにも取り組み、結果、罰則の強化と許可制への移行を盛り込んだ条例の施行と、くらし環境部に盛土対策課、経営管理部に困難事案支援チーム、関係諸機関の連絡調整の場の設置が示されました。県のこうした改善への取り組みは評価できると思えます。

5月13日、「逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会」から最終報告がされ、また、5月17日には当時の難波副知事が「報告書に対する県の見解・対応」を説明しました。熱海市で行われている百条委員会は年内での取りまとめを目指しており、被害者遺族らが原告となっている損害賠償請求訴訟中であり、災害から1年超、未だ問題解決の兆しはありません。

改めて、現状を把握するために、熱海市のこれまでの取り組み状況、熱海市百条委員会の現状について話を聞き、現地視察をしました。

②逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会報告書並びこれに対しての県の見解・対応についての質疑応答

Q1

2009年10月9日、市・県熱海土木事務所・県東部農林事務所とも「現在の危険な状態を行政として放置することは許されない。業者に対し至急何らかの措置を命ずる必要がある」という認識で一致。2011年6月2日、市はA社に対して弁明の機会を付与した上で、措置命令を发出する方針を決定するが、市はその後、A社が市の指導に従う姿勢を見せ、いくつかの防災対策工事も関連会社D社に実施させた、結果として工事実施後、当該地域の地盤の安定化に効果があったと市が確認したため、A社に対する弁明の機会の付与及びそれに続く措置命令の发出を見合わせた。とあるが、このことについての見解は。

A1

措置命令は市の事務で、市の公文書の中には措置命令を見送った理由は記載されていない。県の公文書においても、措置命令を見送った理由は記載されていない。見送られたことを記録されていないのが実態である。県の職員にヒアリングをしたところ、1人の発言によると、市の職員が来て、上司のところに行つて、その話をしたという話を自分のところにして帰ったというそれだけである。公的な記録としては県には残っていないので、なぜ見送ったかというのは公文書としては明らかになっていない。県としては公式にその見解を述べる立場にないし、述べられる状況にないのが実態である。

Q2

2011年までとそれ以降では、行政側の対応が低調になったと感じる、県・市関係機関における当該地域の危険性の認識に変化があったのか。

A2

2012年3月末までは、県の職員も源頭部の問題については、問題があるという認識は持っていた。その後、そこの引継ぎが十分に行われていないということがあつたわけだが、外形的なところとして、2011年2月に土地所有者が変

わっている。前所有者とは少し対応が違う方であるということがある。もう一つは、措置命令を見送った時に、熱海市の見解が必要であるが、熱海市の百条委員会とかから出てくる内容によると、防災措置が少しかつて、少し安心をしたところがあつて、措置命令が見送られたと思う。全体的に少し安心感が出たのではないかと、土地所有者が変わったこともあるが、それ以上土が撤入される可能性が減ったことと、残っている盛土に対して防災措置が少しされたので、少し安全性があるかのよう錯覚してしまつたので、そこからの対応が十分行われなかつたと思つている。

Q3

2014年8月1日、県東部健康福祉センターに、D社O氏（現場で工事をしていた本人）から「土砂すべりを起こしている」の情報提供があり、2014年7月30日、県庁の砂防課へ電話したとある。2015年4月16日、県東部健康福祉センターに報道機関の記者が「現場を見た限り土砂崩落の危険は否定できない。もし災害が発生した場合、それは自然災害ではなく人災である。」と来訪があつた。2016年2月15日、県東部健康福祉センターに、D社O氏から「熱海市日金町と伊豆山については、いつか崩落する恐れがある。過去に自分が崩落を食い止める工事を行ったことがあるが、崩落までは時間の問題。現場が崩落すれば「指導を行った」「現場確認を行った」だけでは済まない」と電話連絡があつた。など、現場の危険性に関する一連の通報に関し、県の組織内で情報共有や市へ照会するなどにより、危険性を確認するべきあつたと考える。なぜ、情報共有されなかつたのか。

A3

公文書や検証委員会の文書では、D社O氏という整理がされているが、その方を含めて何名かで県の東部健康福祉センターに来られたというのには事実としてあつて、公文書として残っている。その時のやりとりも残っているが、それを読む限りでは、来られた方の意図を計りかねているというのが実態である。それまで現場で作業をして、適切な作業ではなく、杜撰な作業を行つてきた本人なので、その本人からそこが危険だと言われてどう対処したらいいのかという問題が一つ、

また、来られた時に、源頭部の話だけでなく、日金町のがれきの処理問題にかなり力を入れて話をしている、廃棄物処理の担当部署であるため、そちらに



関心があって、盛土の安定性のところには関心がいかなかった。がれきの問題に特に反応したというのが実態だと思う。そうは言いながら、そういう指摘があった訳なので、県庁内で共有することが必要だったと思っている。

Q4

最悪の事態を引き起こした要因の根底はどこにあると考えているか。

A4

根底は踏み込みの度合いだと思う。どのような事態が起きそうかという想像、想定だと思う。検証委員会の報告にもはっきり書かれているが、最悪の事態の想定は失敗であったが、この問題に対処することだけでなく、県庁の日常の行政の中にもいつばい出てくる。何か言ってこられたことに対して、現場の何かの状態があった時に、それをどう見るかということと、「多分大丈夫だろう」と見るか、「大変なことになる」と思うかは、個人の判断に任されているところがある。普通の行政をやっていると、最悪の事態を考えることはあまりなく、普通の対応をするのが一般的だが、人命に関わる問題については、常に最悪の事態を想定して対応するという意識付けが一番大事だと思っている。引継ぎがされていなかったのは、引継ぎの習慣がなかったのではなく、引継ぎは行っているが、引継ぎの項目の中に源頭部の問題が入っていなかったわけで、そこがそれほど危ないという認識がなかったから記録されていない。根底にある、県民の生命に関わる部分については、最悪の事態を想定して断固たる措置をとっていく、それも自分の法律の範囲だけでなく、行政全体、県全体、あるいは県と市で連携して、どうやって阻止できるのかということを考えるというシステムを作っていく必要があると思っている。

県職員の実務に関して。打ち合わせ記録、電話対応の有無、開催された会議の記録など公文書の不備が多く、今回のヒアリング調査や百条委員会でも記憶に頼らざるを得ない状況となっており、議論の要領が得ず、事実の検証すら示されていません。改めて公文書や記録などの実務について、手順やルールを確立していくように取り組んで参ります。

組織運営上の問題に関して。県が示した業務引継ぎに関する資料では、この案件に関わっていた職員がごく一部に限られ、直属の上司も把握していなかったり、事業者からの申し出や報道機関からの指摘も情報共有がなされておらず、後任者への引継ぎからも消えています。今回得られた教訓として、答弁にもあるように、「自分の法律の範囲だけでなく行政全体で、どうやって阻止できるのか」ということを考えるシステムづくりを実現させていきます。

③被災者支援

令和3年8月16日に熱海市が災害対策基本法第63条第1項市町村長の警戒区域設定権等に基づいて警戒区域に居住していた世帯に対して、被災者生活再建支援法(県権限)に基づいて「長期避難世帯」として12月16日に設定されています。この認定を受けた世帯は、住宅が全壊未満であっても、全壊世帯と同等の被災者生活支援金の受給が可能です。ただ、弊害もあります。それは、長期避難世帯設定中に申請をしなければ、受給されない点です。つまり、解除されると支援金の申請はできなくなるため、申請を急ぐあまり、望まない所へ移住する弊害が生じている先例があります。この弊害が生じないように、県には長期避難世帯の解除の運用を弾力的に進めるよう進言していきます。

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議 第8回地質構造・水資源部会専門部会を傍聴

2022年7月13日に、田代ダムと中央新幹線工事関連現場を現地視察した結果、工事の一定期間、田代ダムから発電するための取水を抑制し、大井川に還元する方策と、発生土置き場について、課題認識を持ったので、傍聴しました。一部、報告します。

当日の出席者は、地質構造・水資源部会専門部会の委員、事業者である東海旅客鉄道株式会社中央新幹線推進本部・建設部の職員、静岡県くらし・環境部の職員、オブザーバーとして国土交通省鉄道局施設課環境対策室長でした。

①発生土置き場

課題点/トンネル掘削土に対する自然由来の重金属等については、頻度はトンネル工事施工ヤードにおいて1回/日を基本に実施。しかし、岐阜工区工事において、JR東海の分析結果では、問題なしとされたが、岐阜県の分析ではヒ素とフッ素が検出された事例があった。このような事例を回避する取り組みは。

回答/このようなことがないように、1回/日は原則であり、複数点から採取し、回数を増やす。

課題点/トンネル掘削土の対する自然由来の重金属の検査の結果、土砂基準を満たす場合は、通常土として、同基準をみたくない場合は、対策土として区分し、それぞれの計画する発生土置き場候補地へ運搬し、盛土を行う。としているが、令和4年7月1日施行「盛土等の規制に関する条例」に、土砂基準として、「盛土等の許可の要否に関わらず、何人も規則で定める土

砂基準に適合しない土砂等を使用し、盛土等を行ってはいけない」として。

回答/条例適用外があることから、これから煮詰めていく。

課題点/最大の発生土置き場候補地の燕沢の盛土量の低減策は。

回答/複数ある発生土置き場候補地にトンネル掘削土を分散配置して、盛土量を提言する検討を深めている。令和4年5月よりボーリングによる地質調査を施工している、支持基盤の確認等を進めている。本工事で盛土を行ったすべての発生土置き場は、将来に亘ってJR東海が責任をもって管理していく。

②田代ダムからの取水を抑制し、大井川に還元する方策

課題点/健全な議論するための基礎データで実現可能性を議論するべき。

回答/自前の田代ダム上流地点で月1回計測している河川流量を基に、還元量を計算した。

課題点/東電が保持しているデータと取水量を加味した上で還元量を試算するべきである。実現可能性を議論することはできない。

回答/東電の了解を得れば試算をする。

課題点/河川法水利権への見解は。

回答/東電には正式に申し入れをしていない。専門家に相談して回答したい。

③JR東海が作成した冊子配布

課題点/JRが冊子で説明することは良いことであるが、専門部会で議論していることの記載が一切ない。誤解や印象操作、楽観感や不安感をおおる可能性がある。

回答/専門部会での議論は続く。準備ができたので、発行した後、更新していく。



新型コロナウイルス感染症に不安を持たれている方へ

県内において、過去最大の新規感染者数を記録するなど、急激に感染拡大しています。感染に不安を持たれている方は、函南町内に3か所、無料検査場が設置されています。無料検査の対象になる方のフローチャートと検査場を掲載しますので、参考にしてください。

ヴァンジ彫刻庭園美術館の対応について

クレマチスの丘には、3つの拠点施設があります。そのうち、井上靖文学館は長泉町が引き受け、ビフェ美術館は一般社団法人が引き受け、残りのヴァンジ彫刻庭園美術館について、2021年10月に、池田長泉町長と共に岡野副館長ら関係者が2022年度で閉館する経営状況であり、社会教育機関としての活動を続けていただけるならば、県に美術館を無償譲渡する意向を伝えるにきました。このことを契機に、本検討会を3回開催し、この度、報告書が提出されました。その報告書の主な趣旨は、課題の解決、または解決に向けた調整を継続することを前提に、当美術館の譲渡を受け入れる価値があると判断するでした。

- ウエルシア薬局函南問宮店 田方郡函南町問宮618-1 055-970-0589
- ウエルシア薬局ルピア函南店 田方郡函南町仁田74-1 055-970-2489
- ウエルシア薬局函南平井店 田方郡函南町平井832-184 055-970-3100

静岡県 新型コロナ 無料検査 《対象者確認フローチャート》

新型コロナ対策推進課 R4.7.19 (火) ~

発熱、せき、のどの痛みなど、かぜの症状はありますか？

- ある → ●無料検査は受けられません。
 - かかりつけ医又は発熱等診療医療機関（「静岡県 発熱」で検索）を受診してください。
 - 発熱等受診相談センターでも、受診可能な医療機関を紹介しています。
 - ・静岡市 054-249-2221
 - ・浜松市 0120-368-567
 - ・その他 050-5371-0561
- ない → 保健所から「濃厚接触者」と言われていますか？同居している方に、陽性者がいますか？
 - いる → ●無料検査は受けられません。
 - 保健所で検査を受けられるかどうかは、各保健所へお問い合わせください。
 - いない → 会社や学校等から、検査を受けるよう言われていますか？（従業員、職員、先生）
 - はい → ●無料検査は受けられません。
 - いいえ → 検査を受ける理由は？
 - 感染が不安 → ●無料検査は受けられません。
 - 自費検査を行っている医療機関や衛生検査所で、有料の検査を受けてください。
 - 薬局でも、有料の抗原定性検査キットを販売しています。
 - ワクチンを接種した回数は？
 - 0~2回 → ①又は②の理由で検査が必要ですか？
 - ①ワクチン3回接種者も含め、全員の検査を求められている
 - ②高齢者や基礎疾患等がある人と接触する（面会等）
 - 3回目接種済 → はい → 無料検査を受検できます ⇒ 検査の種類を確認
 - ①10歳未満ですか？ 又は
 - ②高齢者・基礎疾患等がある人と接触する機会（面会等）がありますか？
 - いいえ → 無料検査を受検できません ⇒ 検査の種類を確認
 - 『抗原定性検査』（有効期限：検体採取日+1日）
 - 『PCR検査等』も可能（有効期限：検体採取日+3日）
 - はい → 無料検査を受検できません ⇒ 検査の種類を確認
 - 『抗原定性検査』又は『PCR検査等』が受検できます。（両方同時にはできません。）
 - 『PCR検査等』

検査を受けられる場所（無料検査実施事業者）は、静岡県ホームページに掲載しています。「静岡県 無料検査」で検索 <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/ncov-kensamuryou.html>

事務所・連絡先

県議会報告書等お知らせを郵送しています。ご希望の方は当事務所連絡先に連絡ください。

ひろた直美 事務所

TEL.055-978-4693 FAX.055-944-6737
〒419-0124 静岡県函南町塚本131-6
E-mail a15679@rondo.ocn.ne.jp

その課題とは、①現状の継続ではなく、新たな活用コンセプトを明確化すること。②地域との連携を図り、地元市町等の負担も想定すること。③ヴァンジ彫刻作品及び駐車場の賃貸借関係を解消すること。が提示されました。

この課題をどのように取り組むかを検討するために、2022年2月8日、現地視察後、長泉町役場を訪問し、池田町長等と意見交換をしました。

現地視察では、施設整備のみならず、収支内容、2022年度閉館に至るまでの企業努力等、関係者から聞き取り調査しました。長泉町役場では、地元で井上靖文学館を引き取った思い、経緯、クレマチス丘への文化芸術並び観光拠点としての価値、庭園の魅力など、忌憚のない意見交換をしました。

結果、検討会が提示した課題解決は必須であり、東部地域としての活用方法、資産価値を評価したうえで中期的な収支計画を明らかにするように提言しました。

そして、6月定例議会において調査費500万円が計上され、可決しました。その内容は、基礎調査として、県東部地域における文化施設の実態の調査分析・県東部地域の公立文化施設に求められる役割の調査分析、ヴァンジ彫刻庭園美術館の活用コンセプト案及び活用方法案の作成です。

立案にあたっては、県のこれまでの検討状況や基礎情報と、検討委員会の報告書の内容を踏まえ、十分な協議を行うよう、注視していきます。

